

地域生活支援拠点等の整備について

1 地域生活支援拠点等運営検討会（以下「検討会」という。）における検討状況について

資料2で報告したとおり、前回の自立支援協議会以降、第3回及び第4回の地域生活支援拠点等運営検討会を開催した。

また、相談支援部会においても検討会の議論と地域生活支援拠点に関する協議を行ったため、第1回からの検討会及び相談支援部会で出された意見等の概略をまとめ、検討した事項の方向性について、次のとおり報告する。

(参考)

参加機関

No.	部署
1	障がい者福祉センター
2	障がい政策課管理係
3	障がい政策課自立支援係
4	障がいサービス課地域生活支援係
5	障がいサービス課認定給付係
6	障がいサービス課施設係
7	板橋福祉事務所障がい者支援係
8	赤塚福祉事務所障がい者支援係
9	志村福祉事務所障がい者支援係

出席機関については、議論の内容により適宜追加する。

2 検討会のテーマ

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時における居住支援のための機能として、【①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり】（資料「板橋区の目指す地域生活支援拠点の整備について」参照）が掲げられており、令和3年度は、主に機能①・②のテーマについて議論を実施している。

3 議論の内容

(1)【相談】機能に関する検討状況

検討項目①
基幹相談支援センターの相談機能充実に向けた、関係機関との連携について
検討会で出された意見
<ul style="list-style-type: none">・相談支援体制はそれぞれ役割が複雑になっているので、障がい種別に整理が必要。・緊急対応していくには、区内にある相談支援事業所約 40 か所との連携が必要。緊急時とは具体的にどのような場合を言うのかも含め事前の準備が必要。
議論を踏まえた方向性
基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所へのアウトリーチを含め連携を強化し、区全体の相談機能向上に向けた取り組みの実施。 ➡相談支援事業所との連携については、相談支援部会において次年度以降も検討

検討項目②
休日、夜間等における虐待対応の検討について
検討会で出された意見
<ul style="list-style-type: none">・休日、夜間の虐待対応について、子ども家庭支援センターが令和 3 年度より夜間のコールセンター業務を開始している。今後、障がい者虐待の対応についても検討が必要となる。・虐待に関しては養護者との分離など、近場ではなく、区外短期入所事業で受け入れてくれるところも検討が必要である。
議論を踏まえた方向性
令和 4 年 4 月より「日曜・夜間における障がい者虐待相談受付」の実施予定。 本事業の実施により、24 時間 365 日の虐待相談受付体制を構築していく。 ➡詳細については、権利擁護部会にて報告予定。

検討項目③
緊急時を想定し、支援が見込めない世帯の把握方法の検討について
検討会・相談支援部会で出された意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の把握に関する意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターにおいて支援が見込めない世帯を把握する仕組みを作る必要がある。 ・ 緊急時の対応が難しい利用者をあらかじめリスト化するとともに、その利用者家族に対して緊急時の対応等の事態を想定して情報共有の承諾を得ておく。 ・ 個人情報の把握について福祉事務所は問題ないが、相談支援事業所が基幹相談支援センターに個人情報を提供することは課題となる。 ● 個人情報の共有に関する意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ひとりぐらし高齢者見守りネットワーク」のようなシステムで民生委員・町会・地域生活支援拠点や基幹相談支援センターなどで情報交換を行い、ネットワーク強化ができることが理想。 ・ サービス等利用計画に、緊急時を想定した支援プランを盛り込み、緊急時に、どのように動いたら良いか予め想定しておく準備資料としては、相談支援事業者側にも有効。
議論を踏まえた方向性
<p>介護者がいなくなった場合などの状況下で、一人で生活することが困難な障がい当事者を『(仮称) 安心支援プラン』対象者として、障がいサービス利用計画等に表記を加え、基幹相談支援センター及び関係機関で情報を共有する仕組みを構築。</p> <p>➡詳細については、相談支援部会にて協議を行う予定。</p>

(2)【緊急時の受入】機能に関する検討状況

検討項目①
短期入所施設への地域生活支援拠点の協力体制構築に向けた検討について
検討会で出された意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所の施設で障がい特性に応じて、どこまで受け入れてくれるかが重要。例えば医療的ケアは病院しかない。板橋キャンパスの整備で、受け入れてもらえるかどうか。また、支援区分のない人に対して、短期入所を利用した場合、特例介護給付費があるが、全額自己負担となるため、大きな課題である。 ・ 区内の短期入所に対して、どの程度の位置付けていくのか検討が必要となるが、現在、緊急時の受入は割と同じ施設を利用することが多い。施設によっては、利用しやすいが、宿泊は1日しか受け入れてもらえないケースがある。緊急時は、5日なり長期受け入れてくれるところの調整が必要。
議論を踏まえた方向性
<p>地域生活支援拠点に関する報酬加算に基づく役割を整理し、区内短期入所事業所への協力を依頼。</p>

検討項目②
緊急受入を想定した赤塚ホームの有効活用に向けた検討について
検討会で出された意見
・住宅で障がい者を介護している家族等の介護者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、入院等をした場合で、他に代わりとなる介護者がいない時に受入れを行う「在宅要介護者受入事業」の実施に向けた協議を事業所と継続中。
議論を踏まえた方向性
在宅要介護者受入事業の議論を踏まえ、引き続き緊急時の受入に向け協議を継続。 ➡協議に進展があった場合、自立支援協議会等において報告を行う予定。

検討項目③
板橋キャンパス短期入所施設の整備状況の把握・協議について
検討会で出された意見
・事業所との協議を継続中。
議論を踏まえた方向性
➡協議に進展があった場合、自立支援協議会等において報告を行う予定。

検討項目④
行政、福祉サービス事業所間の緊急時における連携体制の検討
検討会で出された意見
・最近では短期入所の利用が多くなっている状況。緊急時に支援が見込めない障がい者があらかじめ短期入所を利用することは、有効な施策と考える。 ・緊急時に支援が見込めない障がい者があらかじめ短期入所を利用することは賛成だが、自己負担が発生するので、相談支援事業所がどこまで進められるかが課題。
議論を踏まえた方向性
（仮称）安心支援プラン登録者については、可能な範囲で短期入所を体験的に活用し、何かあった際、短期入所につながりやすい仕組みを作る。 ➡詳細については、相談支援部会にて協議を行う予定。

4 今後の流れ

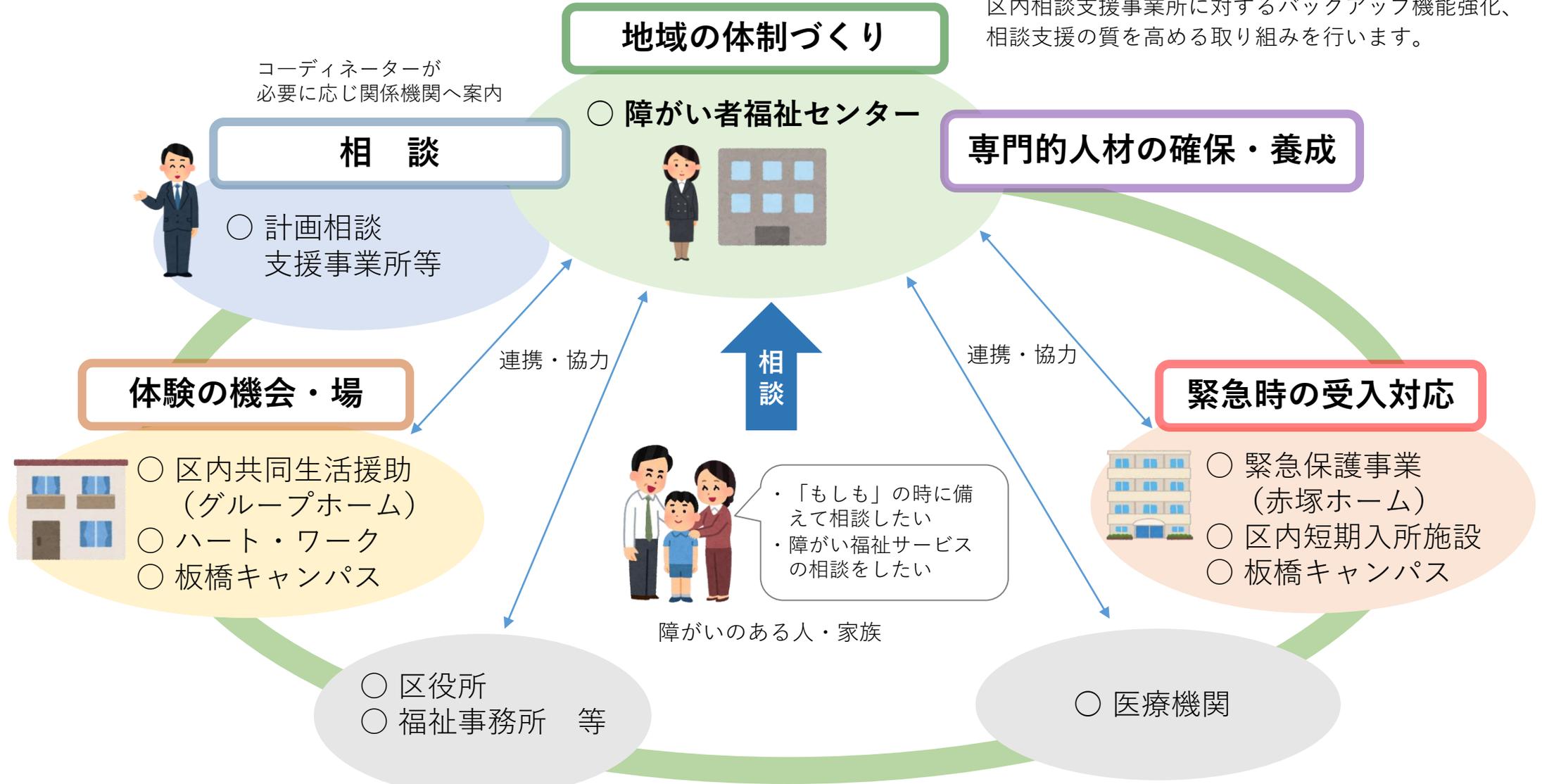
地域生活支援拠点整備については、検討会での検討を継続し、適宜自立支援協議会及び定例部会において報告、協議を重ね、令和5年度から運営ができるよう引き続き準備を進めていく。

板橋区の目指す地域生活支援拠点等の整備について

～住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、「もしも」の時に備える地域を目指して～

※基幹相談支援センター（障がい者福祉センター）

区内相談支援事業所に対するバックアップ機能強化、相談支援の質を高める取り組みを行います。



地域の体制づくり

○ 障がい者福祉センター

相談

- コーディネーターが必要に応じ関係機関へ案内
- 計画相談支援事業所等

専門的人材の確保・養成

体験の機会・場

- 区内共同生活援助(グループホーム)
- ハート・ワーク
- 板橋キャンパス

緊急時の受入対応

- 緊急保護事業(赤塚ホーム)
- 区内短期入所施設
- 板橋キャンパス

相談

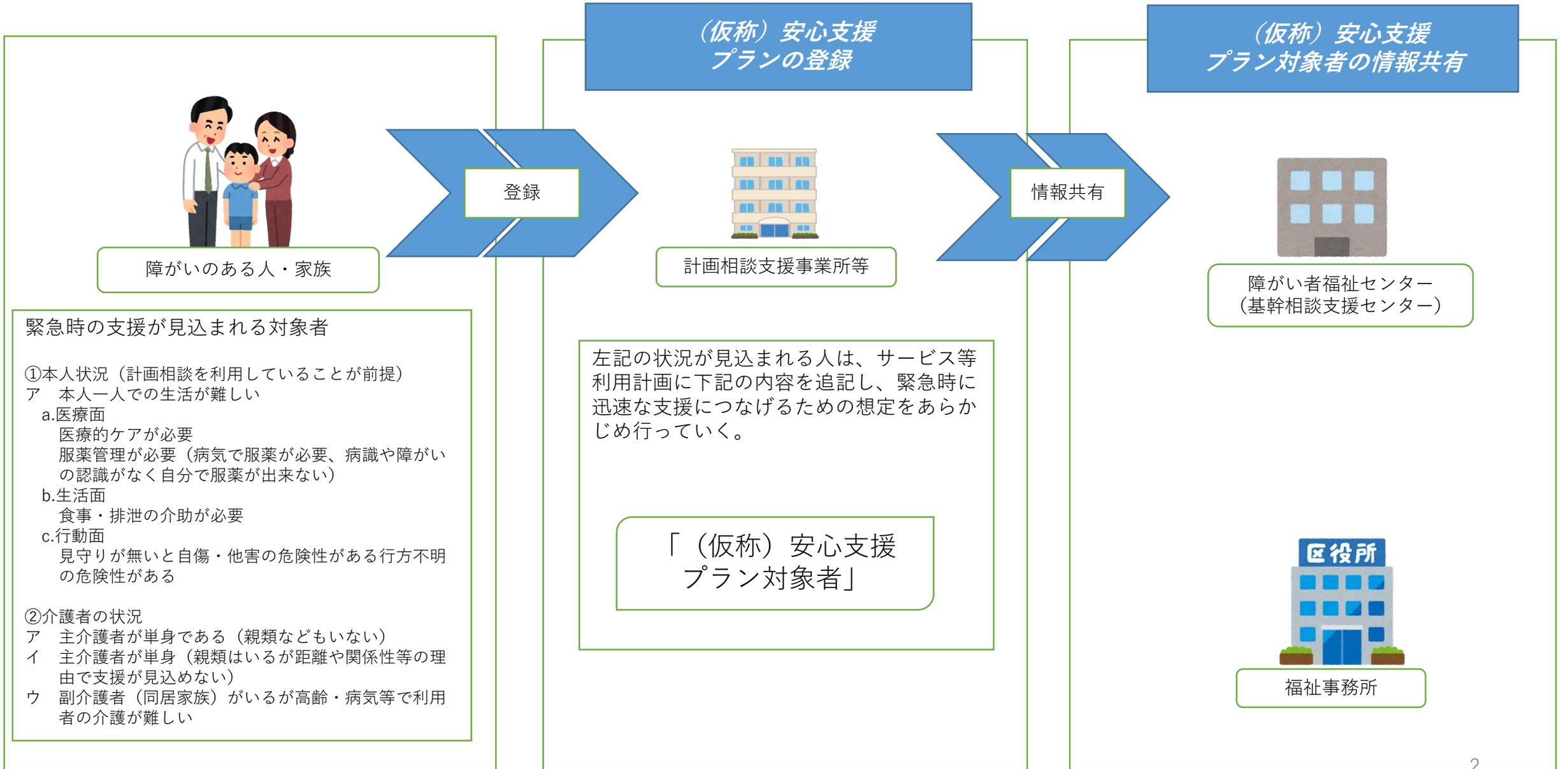
- ・ 「もしも」の時に備えて相談したい
- ・ 障がい福祉サービスの相談をしたい

障がいのある人・家族

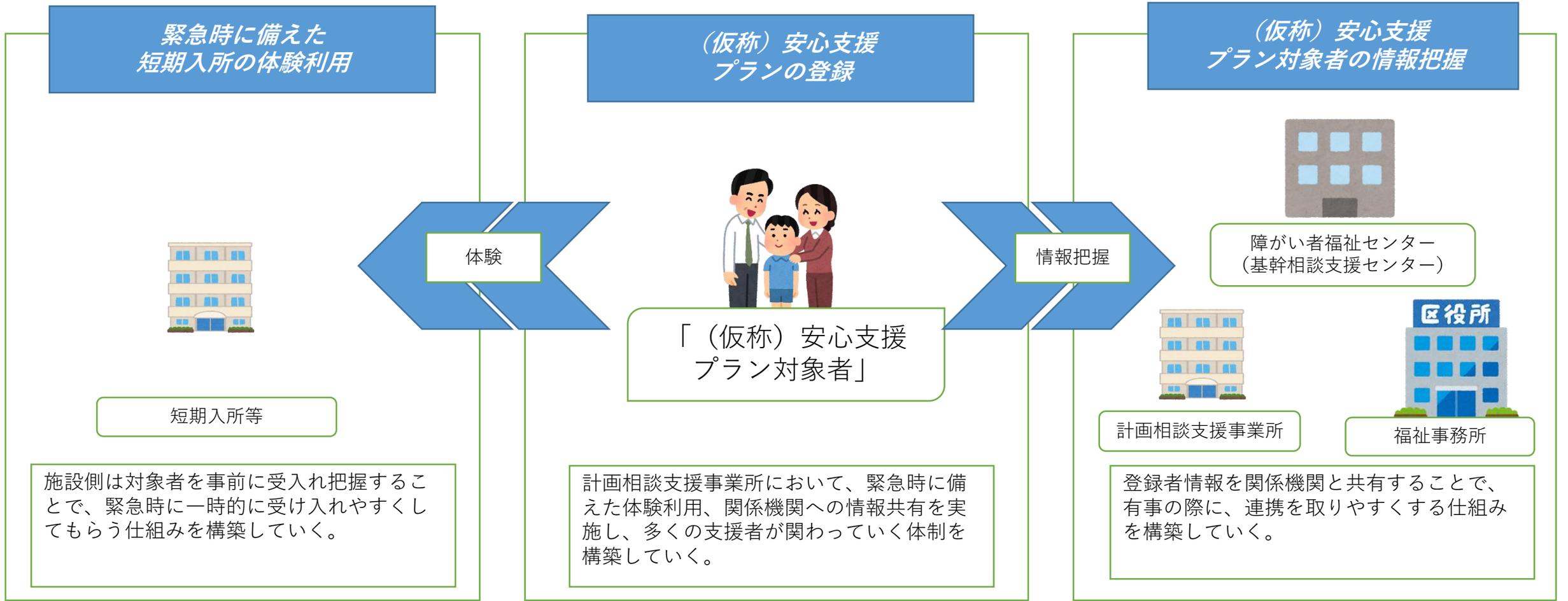
- 区役所
- 福祉事務所 等

- 医療機関

1 『(仮称) 安心支援プラン』登録について (イメージ)



2 緊急時を見据えた事前準備について（イメージ）



緊急時の迅速な支援につながりやすい仕組みを構築

3 緊急時の相談から受入までの対応（イメージ）

緊急事態発生

「（仮称）安心支援
プラン対象者」



障がいのある人・家族

緊急時に支援が必要な場面

ア 主たる介護者（家族）が負傷、疾病、失踪又は死亡などの状態となった場合に、他の介護者（家族）を確保することができない障がい者

イ 介護者（家族）がいても、障害のある方の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を継続することが困難な状態になることが見込まれる障がい者

ウ 養護者からの生命の危険に係る虐待により、自宅にいたることができなくなった障がい者

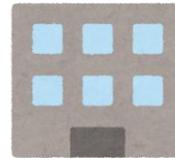
相談



計画相談支援事業所等



連携



障がい者福祉センター
（基幹相談支援センター）



連携



福祉事務所

緊急時の受入



短期入所施設



板橋キャンパス



赤塚ホーム